

兵庫県平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 第 1 次配分要領

1 県内市町への配分方法

県内市町への配分額については、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災者として、各市町による被害認定を受けた者のうち、死者又は重傷者並びに住宅の全壊、半壊又は床上浸水の方（世帯）を対象に、区分ごとに設定した単価に基づき計算した額を配分する。

(1) 死 者	1 人につき	54 万円
(2) 重 傷 者	1 人につき	27 万円
(3) 全 壊	1 世帯につき	54 万円
(4) 半 壊	1 世帯につき	27 万円
(5) 床上浸水	1 世帯につき	11 万円

2 被害の認定

死者及び重傷者の認定、並びに全壊、半壊又は床上浸水の認定は、被災市町が行った被害認定に拠る。

3 被災者（世帯）への支給方法

被災市町を通じて、被災者（世帯）に支給する。なお、支給にあたっては、市町の判断により対象を設定することができる。

4 支給時期

各市町は、兵庫県平成 30 年 7 月豪雨災害義援金募集委員会から資金が配分された後、速やかに被災者（世帯）へ義援金を支給する。

5 資金配分及び実績報告

- (1) 義援金の支給に必要な資金は、兵庫県平成 30 年 7 月豪雨災害義援金募集委員会事務局から各市町に配分する。
- (2) 各市町は、義援金受入用の預金口座を設け、上記(1)の資金を受け入れる。
- (3) 各市町は支給完了後、実績報告書を提出する。

6 その他

被災者（世帯）に対する広報・連絡等は各市町で行う。